

令和元年第4回（9月）定例会 産業建設常任委員会報告書

議案番号	議案の名称	審査結果	採決日
議案第 8 5 号	令和元年度宝塚市水道事業会計補正予算 (第1号)	可決 (全員一致)	9月11日
議案第 8 9 号	執行機関の附属機関設置に関する条例の 一部を改正する条例の制定について	可決 (全員一致)	
議案第 9 0 号	宝塚市都市公園条例の一部を改正する条 例の制定について	可決 (全員一致)	
議案第 9 1 号	宝塚市森林環境譲与税基金条例の制定に ついて	可決 (全員一致)	
議案第 9 2 号	宝塚市消防事務手数料条例の一部を改正 する条例の制定について	可決 (全員一致)	
議案第 9 3 号	平成30年度宝塚市水道事業会計決算認 定について	認定 (全員一致)	
議案第 9 4 号	平成30年度宝塚市下水道事業会計決算 認定について	認定 (全員一致)	
議案第 9 6 号	工事請負契約（（都）荒地西山線道路新 設改良工事（その3））の締結について	可決 (全員一致)	
議案第 9 7 号	財産（救急自動車）の取得について	可決 (全員一致)	
議案第 9 8 号	損害賠償の額の決定について	可決 (全員一致)	
議案第 1 0 2 号	字の区域の変更について	可決 (全員一致)	
議案第 1 0 3 号	土地改良事業の施行について	可決 (全員一致)	
議案第 1 0 4 号	市道路線の認定について	可決 (全員一致)	
議案第 1 0 5 号	市道路線の認定について	可決 (全員一致)	
議案第 1 0 6 号	市道路線の認定変更について	可決 (全員一致)	
議案第 1 0 7 号	市道路線の全部廃止について	可決 (全員一致)	
議案第 1 0 9 号	和解することについて	可決 (全員一致)	10月2日

## 審査の状況

① 令和元年 9月 6日 (議案審査)

・出席委員 ◎岩佐 まさし ○たぶち 静子 池田 光隆 石倉 加代子  
江原 和明 大島 淡紅子 北山 照昭 田中 大志朗

② 令和元年 9月11日 (議案審査)

・出席委員 ◎岩佐 まさし ○たぶち 静子 池田 光隆 石倉 加代子  
江原 和明 大島 淡紅子 北山 照昭 田中 大志朗

③ 令和元年10月 2日 (議案審査、委員会報告書協議)

・出席委員 ◎岩佐 まさし ○たぶち 静子 池田 光隆 石倉 加代子  
江原 和明 大島 淡紅子 北山 照昭 田中 大志朗

(◎は委員長、○は副委員長)

**議案番号及び議案名**

議案第85号 令和元年度宝塚市水道事業会計補正予算（第1号）

**議案の概要**

補正後の令和元年度宝塚市水道事業会計予算

**資本的収入及び支出**

資本的収入の予定額 28億4,710万1千円(2億8,240万円減額)

資本的支出の予定額 35億1,010万円(2億8,336万5千円減額)

新庁舎建設事業における企業債及び建設改良費の減額

**債務負担行為補正**

**追加** 新庁舎整備事業基本・実施設計業務委託料

上下水道局仮設庁舎整備事業

**企業債補正**

**減額** 企業債の限度額

**論 点** なし

**<質疑の概要>**

問1 新庁舎建設工事の入札が不調になったため、延べ床面積を4分の1程度圧縮することだが、どの部分が減るのか。

答1 上下水道局の事務室や危機管理センター及びデータセンターについては床面積の変更はなく、大きく減らすのはピロティ部分である。

問2 ピロティ部分は一部残すものの、大きく減らしても支障がないということは、ピロティ部分というのは何だったのか。

答2 もともののコンセプトでは、ピロティ部分は新庁舎の1階部分で県道と中庭空間をつなげ一体的なにぎわいをつくり回遊性を持たせるものとし、半屋内ということで災害時は活動・避難スペースとして利用することを想定していた。今回そのピロティ部分は減らしても、回遊性という部分は確保し、規模は縮小するが災害時の活動・避難スペースとしても活用するなど、当初のコンセプトはできるだけ生かして新たな設計をしたいと考えている。

問3 公共施設保有量の最適化方針を出して古い施設は減らし無駄なスペースはなくそうとしている中、新しい施設をつくるに当たっての庁内の議論はどうだったのか。結果的に4分の1減らしても支障がない設計であったということであり、各担当課も当初設計案に対して指摘しなかった。当初案の意思決定の過程でなぜ議論されなかったのか。入札不調を受けて今回考え直したことはプラスになると思うが、今後のためにも今回の総括は必要ではないか。

答 3 基本構想を策定し計画を立てる段階では、市民ワークショップや有識者の意見も受けて進めてきた。入札不調を受け、価格を下げるため鉄骨造を鉄筋コンクリート造に、W構造をシンプルにするなど変更を行うが、当初設計の際に庁内で意見が出なかったということは問題であり今後はそうしたことがないようにしたい。また、設計に当たってはできるだけいろんな角度から検討し、今後同じようなことがないように、指摘は真摯に受けとめ今後に生かしていく。

問 4 現上下水道局庁舎の耐震性の問題から、新庁舎建設がおくれるため2億5千万円ほどをかけてプレハブ庁舎を建てることはやむを得ないとしても、これまでの間にかかった人件費や1億数千万円の設計費が無駄になり市民に負担をかけることは、行政としてしっかり認識しているのか。

答 4 入札不調を受け、これまでの設計を生かして金額を上乗せするのか、設計を見直して金額を下げるのかを改めて検討する機会は今しかないということで設計変更を今回提案している。指摘の件は全職員が認識し、対応していかなければならないと考えている。

自由討議	なし
討論	なし
審査結果	可決（全員一致）

令和元年第4回（9月）定例会 産業建設常任委員会報告書

<b>議案番号及び議案名</b>	
議案第89号 執行機関の附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について	
<b>議案の概要</b>	
国土交通省所管の公共事業に関して市が実施する再評価などについての審議を行う附属機関として、宝塚市公共事業評価委員会を設置するため、条例の一部を改正しようとするもの。	
<b>論 点</b> なし	
<b>&lt;質疑の概要&gt;</b>	
問1	仁川団地や競馬場高丸線などが対象になると思うが、文化芸術センターも公共事業評価委員会の評価対象になるのか。
答1	国土交通省所管の社会資本整備総合事業で交付金を受け事業を実施しており、国土交通省所管の公共事業であるため対象となる。
問2	現在仁川団地は、新たに整備されたところと、一部取り壊し中のところがある。今後、この委員会により審議されていくと思うが、仁川団地についての市の考えは。
答2	仁川の公団住宅は、阪神・淡路大震災の被害が大きかった仁川地区の住宅供給の役割もある。今回の公団住宅の建てかえの第1期工事は、権利者が戻るため、2棟建築されている。第2期工事は星形の住宅の跡地で計画しており、残っている住宅を撤去するために道路が必要になることから、競馬場高丸線の事業と並行して工事を進める。
問3	この審議会の対象となるような10億円規模の事業の、今後の実施予定は。
答3	金額的なもので再評価等をするものではないが、市として、大型事業については、その事業の重要性や規模を事業課が勘案し、公共事業評価委員会で評価していきたいと考えている。
<b>自由討議</b> なし	
<b>討 論</b> なし	
<b>審査結果</b> 可決（全員一致）	

令和元年第4回（9月）定例会 産業建設常任委員会報告書

<b>議案番号及び議案名</b>	
議案第90号 宝塚市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について	
<b>議案の概要</b>	
開発行為の完了に伴い、都市計画法に基づき本市に帰属した平井第3公園を新たに都市公園とし、適正な管理を行うため、条例の一部を改正しようとするもの。	
<b>論 点</b> なし	
<b>&lt;質疑の概要&gt;</b>	
問1	公園には火事のときに類焼を防ぐ役割もあり、開発により公園が整備されるが、この公園の向かいには大きな平井公園がある。このような小さな公園を設置する意義は。
答1	本市の市民1人当たりの公園面積は阪神間でも少ない。また、公園は憩いの場の提供や防災上の観点からも必要であるため、都市計画法で開発に伴い設置が義務づけられているものは受け入れていく。
問2	消防自動車等の緊急車両の駐車場所としての活用は考えていないか。
答2	この公園についてはそのような想定はしていないが、車どめを外すと、一般的な大きさの緊急車両ならそういった救助活動にも資することができる。
問3	この公園にはベンチがあるが、公園を設置するのであれば、葉の茂る木を植えるなど工夫できないか。
答3	公園は小さくてもそれなりに効能はあるが、小さい公園は効率性や利用に制限があり、どのように活用するかは課題である。今回、近くにある平井公園との一体整備も検討したが、高低差があるなどの理由でできていない。今後、フェンスを取り除き往来を容易にして一体利用することも視野に入れている。
問4	開発事業者との間で、平井公園と一体利用することについて協議できなかったのか。
答4	事業者と協議はしたが、公園の前面道路は地域住民が多く往来するため、地域との調整が必要であり、現在、このような形としている。前面道路は認定外市道ということであり、園路として管理していくという可能性も含め、今後地元とも協議していきたい。
<b>自由討議</b> なし	
<b>討 論</b> なし	
<b>審査結果</b> 可決（全員一致）	

**議案番号及び議案名**

議案第91号 宝塚市森林環境譲与税基金条例の制定について

**議案の概要**

森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律の一部が本年4月1日に施行されたことに伴い、本市における森林の整備及びその促進に関する施策に要する費用の財源に充てる基金として、宝塚市森林環境譲与税基金を創設するため、条例を制定しようとするもの。

**論 点 なし**

**<質疑の概要>**

- 問1 新しく創設される森林環境譲与税の、市町村における具体的な用途は。
- 答1 現時点では明確には決まっていないが、用途の候補としては櫻守の会や北雲雀きずきの森のボランティア活動の支援も考えている。人口割での算定も大きいので、都市部での木材利用の促進など、幅広く検討していきたい。
- 問2 森林が手つかずのために起こる弊害に対して、若い就労者に入ってもらえるようなマッチングができれば一番いいと思うが、森林組合も解散してしまった現在では、生業として森林にかかわるような取り組みは難しいことなのか。
- 答2 統計では林産物の生産状況について、県内では24万立米、阪神間では1千立米、宝塚市は生産がなかった。以前、生産していたときは33立米あり林業を担われていた方もあったが、現在実態としてはほとんどない。
- 問3 制度趣旨としてパリ協定の枠組みの下における我が国の温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止等を図るとあるが、兵庫県では県民緑税も徴収されている。県民緑税も森林環境税も徴収されるということについての説明は。
- 答3 県民緑税は均等割課税として徴収されており、平成28年度から令和2年度までの徴収である。森林環境税は個人住民税の均等割課税者にかかる国税で令和6年度からの徴収となる。国からの方針では税の用途については各役割に応じるものとされ、県からも、森林環境譲与税に関しては既存の県民緑税を使った事業ではなく、新規事業に充て、今までのサービスに加えた行政サービスを提供することと指示されている。
- 問4 今までの事業に、森林環境譲与税を積み上げて事業を実施してはいけないのか。
- 答4 既存事業の上乗せ、横出しは可能と聞いている。
- 問5 森林環境譲与税の用途については幅広い活用を考えるとのことだが、本来は森林

を保全するための制度であり、高齢化する環境活動団体への支援や防災など、森林や山を保全する取り組みのためにまず使ってほしいが。

答5 森林保全も1つの考えだが、山のない市にも森林環境譲与税は交付される。各市では公共施設整備の際の木材利用に活用するとのことだが、北雲雀きずきの森等での活動支援に加え、宝塚自然の家での木材を利用した整備も検討しようとしている。決定はまだであり、今年度は基金に積むが、森林環境譲与税は積むためのものではなく使う必要性のあるものなので、幅広く検討していきたいという面もある。

問6 令和6年度から個人住民税とあわせて森林環境税として1千円徴収されるが、現在は復興特別税として1千円徴収されているものが終了した後、賦課されるのか。

答6 そのとおりである。

問7 森林環境譲与税として令和元年度から900万円、令和15年度には3,100万円が市に入るが、その活用についての具体的なビジョンづくりは。

答7 現在のところビジョンの形では持っていないが、貴重な財源であり今後市の施策の必要な部分に充当していくため基金を創設することとした。

問8 森林整備は市民の協力がなければやっていけないので、ただ単にお金を集めるだけではなく具体的なビジョンが必要。仕事内容や人的確保も必要だが、森林組合も既に解散しており、どこが中心になって進めるのかという計画は。

答8 既存の森林法に基づく森林計画は県も市も持っているが、森林整備を市の産業として林業を再興させるのか、ボランティアの力をかりて森林の荒廃を抑制していくのかというような考えについての市の明確なビジョンはない状況である。現在行われていない林業を産業として支援し森林を整備していく方向は現時点では難しいと思うが、森林保護の活動は地道に広がっており、それをさらに支援する必要はあると考えている。

問9 間伐で山を整備しその材木を公共施設に利用することは地域の仕事おこしにもつながると思う。森林環境譲与税を利用し、庁内でしっかり審議して、そうしたビジョンづくりも進めてほしいが。

答9 最終的に産業につながることはすばらしいことで、それを目標に掲げるのもよいと思うが、現実に林業を再興させることはまた別問題。その前段階で地域の課題を解決しながら、さまざまな活動を応援し、それが産業につながっていくということはすばらしいことで、そういった考え方を庁内で共有し、活用方法を考えていくことは検討したい。

問10 温室効果ガス排出削減目標達成や災害防止等を図るため、森林整備等に必要な



地方財源を安定的に確保するという制度の趣旨から見ると、市には森林保全エリアというものは無い。一番問題なのは森林や山を開発して住宅をつくっていることであり、今の緑をどうやって守るかということが本来の趣旨である。住宅開発そのものに規制をかけるということも考える必要があり、産業文化部関係だけでなく都市整備部関係部署ともよく協議してほしいと思うが。

答10 森林整備や森林活用に焦点が当たっているが、一方で森林の保全ができなければそれに逆行する。市はこれまで市街化調整区域をしっかりと堅持することにこだわって現行法のもとでは緑を保全してきた。市街化区域内にも緑はたくさんあるので、そこが開発されることに関しては保全という観点で市内でも協議をしていきたい。

自由討議	なし
討 論	なし
審査結果	可決（全員一致）

令和元年第4回（9月）定例会 産業建設常任委員会報告書

<b>議案番号及び議案名</b>	
議案第92号 宝塚市消防事務手数料条例の一部を改正する条例の制定について	
<b>議案の概要</b>	
消費税等の引上げに伴う地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令の施行を受け、本市が定める手数料について、政令に規定する手数料の標準の額に合わせて改定するため、条例の一部を改正しようとするもの。	
<b>論 点</b>	なし
<b>&lt;質疑の概要&gt;</b>	
なし	
<b>自由討議</b>	なし
<b>討 論</b>	なし
<b>審査結果</b>	可決（全員一致）

令和元年第4回（9月）定例会 産業建設常任委員会報告書

議案番号及び議案名

議案第93号 平成30年度宝塚市水道事業会計決算認定について

議案の概要

平成30年度水道事業会計決算について、地方公営企業法の規定により、議会の認定に付するもの。

収益的収支

収入総額(仮受仮払消費税を含む決算額) 53億6,841万7,495円

支出総額(仮受仮払消費税を含む決算額) 48億3,103万1,028円

差し引き5億3,738万6,467円の黒字となり、消費税などに伴う経理処理をした結果、当年度は、4億5,890万3,665円の純利益となった。

資本的収支

収入総額 19億4,798万9,350円

支出総額 21億7,704万7,167円

差し引き2億2,905万7,817円の資金不足が生じたが、損益勘定留保資金などで補てんした。

論 点 なし

<質疑の概要>

問1 平成30年度水道事業会計決算における収益で計上されている5億8千万円余の特別利益は、一般会計や水道事業会計の会計間で職員が異動したり退職したりすることによる退職手当組合の掛金の差額を調整するため発生したとのことだが、平成30年度限りのものか。

答1 今回一般会計と水道事業会計との間で調整したのは平成27年度末までの退職手当組合負担金累計額と退職手当支給累計額の差額の会計間のアンバランスを平成30年度に一括で調整したもので、調整は一定終了した。

問2 今回はその差額の5割を一般会計が負担するという考えで整理したとのことだが、今後はどうなるのか。

答2 平成27年度分までの調整は終わり、5億円余の特別利益が発生するのは平成30年度限りである。その後の会計間の人事異動で発生する退職手当組合負担金と退職手当との差額は、今回の考え方で調整するのか、各職員の経歴をさかのぼり調整するのは事務作業の可・不可もあるため、総務部とも協議し検討する。

問3 今回の特別利益が水道事業決算にどう影響したと捉えているのか。

答3 平成30年度の特別利益が5億8,353万9千円で、当年度純利益が4億5,890万4千円の黒字となっているが、5億円余の特別利益がなければ逆に数千万円のマイ

ナスという結果であった。

問4 特別利益がなければ赤字であったということは水道局内では認識しているのか。

答4 特別利益で黒字になったということは職員も十分理解している。

問5 監査意見書にもあるが、経営健全化に向けた取り組みで平成30年度取組項目としていた小浜・惣川浄水場夜間等運転管理業務委託は平成29年度から未実施が続いている。みずから立てた経営健全化計画であり、しかも夜間のみ委託であるのに、なぜ実施できないのか。

答5 小浜・惣川浄水場夜間等運転管理業務委託については平成28年度から職員労働組合との継続交渉となっており、小林・亀井浄水場廃止に伴う職員再配置の必要もあったため、そちらを優先することとなった。水道事業の経営状況には危機感を持っており、健全化に向け小浜・惣川浄水場夜間等運転管理業務委託についても速やかに実施できるよう、組合との協議を進めていきたい。

問6 水道事業経営戦略の見直しについて、令和元年度に職員で構成する宝塚市上下水道事業経営戦略等見直し検討会で検討した内容を令和2年度に上下水道事業審議会に諮り公表する予定ということだが、検討会は職員だけで構成しているのか。第三者の経営の専門家に入ってもらいたいのか。

答6 現在は各課から職員を集め平成28年度からの3年間の取り組みの評価と今後の課題について検討し、その内容を上下水道事業審議会で審議の上、修正を加え、実行可能な計画をつくりたいと考えている。

問7 水道事業経営戦略の経営健全化に向けた取り組みで、小林・亀井浄水場廃止についての取組効果額は3億1,800万円としていたが実績額が2億2,330万円となり、9,469万円の差額が発生している。その原因は、阪神水道企業団からの全量受水を開始する平成30年4月に小林浄水場等での浄水業務を完全に停止する予定で効果額を見込んでいたが、受水の安定性が確認できるまでのバックアップ等のため、6月末まで浄水業務を延長し、また残務整理等で職員が9月末まで勤務したためということだが、もともと浄水業務はすぐに停止できる予定だったのか。

答7 経営戦略策定時は、浄水場を廃止した時点で経費がかからないということで、平成26年度の実績値である3億1,800万円を効果額とした。当時は浄水業務の延長を想定しておらず、また阪神水道企業団との協定書締結の際は平成30年3月1日から全量受水の予定であったものが4月からと1カ月おくれも生じた。阪神水道企業団からの受水が安定するまで、3カ月はバックアップ期間として必要であった。

問8 浄水業務を延長せざるを得なかった原因は阪神水道企業団と宝塚市のどちらに

あるのか。

答 8 宝塚市の施設整備のおくれのためである。受水をする段階で、水の切りかえの予測が甘かった。市民に負担をかけることなく安全に受水を開始するためには時間が必要であった。

問 9 受水計画の段階で、そうしたリスクを考えなかったのか。

答 9 工事発注までにリスクは検討しているが、水道事業経営戦略の策定は平成 27 年度に行っており工事の詳細まではたどり着けなかった。計画策定にはデータをそろえ、目標を立ててやっているが、実績が計画を下回った際は今後評価を加え、後期計画に反映し、精度を上げていきたい。

問 10 基幹管路の耐震化について、監査意見書では、経営指標に設定している管路の更新率 1.25%を実現するため 10 キロメートルの更新を予定していたが、約 1.3 キロメートルの更新にとどまったとあり、予定どおり進んでいないようだが、どう受けとめているのか。

答 10 水道事業経営戦略では基幹管路の耐震化率は令和 7 年度で 38.6%としていたが、今後の予定としては 33.9%が今出せる精一杯の目標である。阪神水道企業団からの受水に力を入れたため基幹管路の更新が進まなかったが、目標達成のためには人員も必要であり、効率的に更新事業を実施していく計画的な考えも必要である。今後は経営戦略に基づいた予算を要求していきたい。

問 11 職員数も減らしているが、各地で災害が続いている中、命につながる水は欠かせない。今後対応していけるのか。

答 11 安全な水を安定して供給することは使命であり、水道事業は特殊な施設を管理していくこともあり技術の継承は課題である。そのため若手職員の研修も実施しており、災害に関しては日本水道協会とも連携体制をとっている。

問 12 阪神水道企業団に加盟したからといって、市内の浄水場を廃止することについては危機感を持たないといけない。起こり得る災害に応じた見直しは。

答 12 市には地域防災計画があるように、水道局は水道危機管理計画で停電等に対応するマニュアルも整備しており、それに基づいた訓練も行っていく。職員数の適正配置や災害対応、耐震化についても促進するための体制づくりは課題であり、重点的なところにはそれなりの人員配置を意識して対応していく。

問 13 県営水道の受水が実は単価が一番高い。現在の給水協定では平成 28 年度から平成 31 年度までの締結で、その後の申し込みをすることとなっているが、実態に合わせることはできないか。

答 1 3 県営水道の受水単価については平成 28 年度から 1 トン当たり 5 円程度を引き下げてもらったが、4 年に 1 度見直すことになっており、令和 2 年度から新たな料金設定となる。県営水道の受水団体がそれぞれ協議し、県との協議の中で 1 トン当たり平均 7 円程度引き下げを提案している。受水量については今が最大で、今後は減少することは従来から県にも申し入れており、次の見直しでは受水量並びに単価については十分協議して進めていきたい。

問 1 4 監査意見書に、宝塚市債権管理条例に基づく取組状況について、条例施行規則で定める台帳の整備、徴収計画の策定ができていないことが判明したとあるが、どういうことか。また、なぜできていないのか。

答 1 4 配水管等の修理代金は債権管理条例に定める債権に該当するが、水道管の破損修繕を水道局が実施した場合の費用を徴収できておらず、台帳の整備や徴収計画もなかった。債権としての認識がなかったためということが大きな原因であり、今後は適正な債権管理を行っていきたい。

問 1 5 平成 27 年度までの退職手当組合負担金累計額と退職手当支給累計額の差額の会計間のアンバランスの調整は終わったとのことだが、平成 28 年度以降の職員の異動については今後調整するのか。特別利益はまた発生するのではないか。

答 1 5 平成 28 年度以降の退職者に関する水道局と市長部局との調整はまだできていない。差額分を市長部局で持つことになれば、特別利益が今後また発生する可能性はある。

自由討議	なし
討 論	なし
審査結果	認定（全員一致）

**議案番号及び議案名**

議案第94号 平成30年度宝塚市下水道事業会計決算認定について

**議案の概要**

平成30年度下水道事業会計決算について、地方公営企業法の規定により、議会の認定に付するもの。

**収益的収支**

収入総額(仮受仮払消費税を含む決算額) 48億3,122万4,618円

支出総額(仮受仮払消費税を含む決算額) 41億1,023万4,009円

差し引き7億2,099万609円の黒字となり、消費税などに伴う経理処理をした結果、当年度は、7億970万4,417円の純利益となった。

**資本的収支**

収入総額 11億7,265万4,910円

支出総額 32億4,245万612円

差し引き20億6,979万5,702円の資金不足が生じたが、損益勘定留保資金などで補てんした。

**論 点 なし**

**<質疑の概要>**

問1 監査意見書の指摘事項で、下水道使用料の最終納付日等から5年を超えるもので不納欠損処理を行っておらず、債務の承認もなく消滅時効が成立しているものがあったとあるが、どうなっているのか。チェックができていないのか。

答1 下水道使用料について、従来市職員が直営で徴収していたが、時効の起算日の把握が十分できていなかったことが大きな原因である。現在は徴収業務についてはお客さまセンターが行っているが、直営からお客さまセンターに業務を引き継ぐ際に本来は引き継ぐべきところできていなかった。今はお客さまセンターと協議して時効については適切に処理している。

問2 今後の資金確保策について、平成30年度の経営状況や経営健全化の取組状況等を踏まえ、下水道使用料の料金改定を含め検討していくとのことだが、料金据え置きを続けて一度に大幅な値上げをするのはよくないと思うが。

答2 下水道使用料の見直しについては上下水道事業審議会の答申を受け、平成28年度の第2期から18%程度の値上げ、残りの18%程度については平成31年度に検討することとしたが、平成30年度に下水道使用料のあり方について上下水道事業審議会に諮ったところ、平成30年度で7億円余の経常利益があり、1億円余の特別利益を除いても黒字基調は続く状況で、令和六、七年度以降は企業債償還も終えるため四十、五十年後までの長期ビジョンを見据えて検討するべきと言う意見が大半

<p>で、平成 31 年度の値上げは見送った。今後の下水道事業経営戦略の見直しにおいても、長期スパンの考えの中で下水道使用料のあり方を上下水道事業審議会で議論してもらいたいと考えている。</p>	
<p>問 3 下水道事業経営戦略における経営指標に対する実績値について、重要な汚水管路の耐震化率は 36.6%に対して 30.6%であり 6%の開きがある。集中豪雨による影響を考えると耐震化は早く進めてもらいたい、目標値と乖離している理由は。</p>	
<p>答 3 重要な汚水管路は、防災上重要な施設から排水される管路であり最優先で耐震化することとしているが、平成 30 年度に実施している工事が次年度繰越事業となり年度内に完成せず、実績値として計上しなかったためである。次年度繰越となったのは国庫補助金で実施する事業で交付決定がおくれたことと、平成 30 年度は風水害が多く工事が遅延し、また復旧に人員を割く必要があったことが原因である。</p>	
自由討議	なし
討 論	なし
審査結果	認定（全員一致）



令和元年第4回（9月）定例会 産業建設常任委員会報告書

議案番号及び議案名

議案第96号 工事請負契約（（都）荒地西山線道路新設改良工事（その3））の締結について

議案の概要

市内千種1丁目外地内において、都市計画道路荒地西山線のトンネル区間の鉄筋コンクリート製ボックスカルバートを整備するため、工事請負契約を締結しようとするもの。

請負金額 5億1,920万円

相手方 株式会社森組 阪神営業所

論 点 なし

<質疑の概要>

問1 過去の工事において、地下水の湧出や玉石が出てきたこともあり、工事が難航したと記憶している。地下水についてはどのようにしてとめたのか。

答1 この現場は沢筋であり地下水が湧出しやすい地形である。阪急今津線西側の工事の際に地盤改良を行い、地下水の湧出をとめて行っている。

問2 道路の急勾配についての対策は。

答2 道路勾配は、本線が9パーセント、側道が12パーセントとなり、設計速度制限を本線は時速40キロメートル、側道は時速20キロメートルとしている。啓発標識や路面標示等を設置するなど警察と調整してドライバーへの安全対策を図りたい。

問3 ボックスカルバート設置により騒音は緩和するのか。

答3 トンネル区間はボックスカルバートの整備で騒音は遮断されるが、トンネルの前後の掘削区間では騒音が発生するため、遮音壁や吸音板での対策の検討を進めている。騒音に関するシミュレーションを実施し、環境基準を満たす対応ができると考えており、地域住民への説明も行っている。

問4 ボックスカルバートの耐震性はどの程度か。

答4 阪神・淡路大震災の経験を踏まえ、十分な耐震性があるよう、大地震に対して安全性を確保する設計をしている。

問5 工事に当たっての安全対策は。

答5 北側にマンション、南側に斜面地の上に住宅があるという狭いところでの工事であるため、万全を期す形で施工したい。今後大型の建設機械等も入ってくるが、通学路でもあり、適切なガードマンの配置、児童の歩行スペースの区分けを行った上

で工事を行う。

問6 計画どおり工事は進められるか。

答6 国庫補助ベースで工事ができれば、令和4年度末完了の予定どおり工事が進められると考えている。

問7 住民からの意見や要望等には対応できているか。

答7 これまでの工事の中でもいろいろ意見を受け対応してきた。今回工事区間が、これまで大きな工事がなかった千種側に入るため、住民の意見を聞きながら工事を進めていく。

問8 工事前には公園があり、公園については配慮するとのことであったが、どうなっているか。

答8 社町公園が一部都市計画道路にかかり、高低差も発生する。従前どおりの公園利用ができないため、現在庁内で協議しており、代替公園で対応したいと考えている。候補地については、庁内で選定しており、地元と協議を進めていく。

問9 この工事の入札参加が2者、これだけの規模の工事であれば、本来なら10者ほどの入札参加があってしかるべきであるが、入札参加予定はなかったか。

答9 参加条件を広く設定し入札したが、前日まで応札者がなく入札不調の心配もあったが、直前になってなんとか2者の応札があり、入札が成立したものである。

問10 市内業者が入札できる条件であったか。

答10 市内業者が入札に参加できる可能性のある条件としたが、結果、条件に合う市内業者はなかった。

問11 工事に当たり、市内業者を下請けに使うという条件はあるか。

答11 できる限り市内業者の活用に努めるよう依頼する。

自由討議	なし
討論	なし
審査結果	可決（全員一致）

令和元年第4回（9月）定例会 産業建設常任委員会報告書

<b>議案番号及び議案名</b>	
議案第97号 財産（救急自動車）の取得について	
<b>議案の概要</b>	
<p>近年、増加を続ける救急需要に対応するとともに、救急体制の充実強化を図るため、救急自動車1台を更新整備し、西消防署に配置しようとするもの。</p> <p>取得金額 2,134万円</p> <p>相手方 兵庫トヨタ自動車株式会社特販営業所</p>	
<b>論 点</b> なし	
<b>&lt;質疑の概要&gt;</b>	
問1	以前から、更新する車両はそのまま廃車にするのではなく、競売にかけて利活用していると聞いているが、今回はどうするのか。
答1	平成23年度から、更新する消防自動車や救急自動車などの車両は官公庁オークションに出すようにしている。今回更新する救急車両は平成22年製で、走行距離は18万キロメートル超であり、救急行政としては適当でない判断のため、官公庁オークションに出品したいと考えている。
問2	救急自動車は台数が足りているのか。救急自動車はフル回転の状態で、必要とされている。今後台数増になるよう進めてほしいが。
答2	消防自動車及び救急自動車については、国の消防力の整備指針で一定基準が示されており、人口10万人まではおおむね2万人に1台、10万人を超えると5万人ごとに1台とされている。人口23万人の宝塚市に換算すると8台の稼働が必要となるが、現在配置しているのは救急自動車7台と非常用車両1台である。平成25年、26年と1隊ずつ救急隊を増隊し、平成27年度には川西市及び猪名川町と広域で救急応援体制の整備も行ってきた。しばらくは救急需要の推移を見極めながら、今後、もし必要であれば部隊を増隊したい。
<b>自由討議</b>	なし
<b>討 論</b>	なし
<b>審査結果</b>	可決（全員一致）

令和元年第4回（9月）定例会 産業建設常任委員会報告書

<b>議案番号及び議案名</b>
議案第98号 損害賠償の額の決定について
<b>議案の概要</b>
市道において発生した歩行者転倒事故について、市道の管理上の瑕疵を認め、相手方に生じた損害を賠償するもので、その損害賠償の額を83万4,430円と決定しようとするもの。
<b>論 点</b> なし
<b>&lt;質疑の概要&gt;</b>
問1 市内には危険な箇所が数限りなくある。今回のような事故にならないよう予防できないか。
答1 職員にこの情報を周知し、日々現場に出向いた際に危ない箇所を発見した場合は、すぐに報告及び対応するようにしている。
問2 相手方に後遺症は残っていないのか。
答2 昨年10月に打撲は完治したが、右肩に若干運動障がいが残っているため、リハビリに通っていることを確認している。
問3 このような事故の対応マニュアルはあるのか。マニュアルがあったほうがスムーズに対応できるのではないか。
答3 具体的なマニュアルはつくっていないが、年度ごとに事例をまとめており、職員で共有化している。どのような事例に対し、どのような対応をしたかということについては、記録として残して引き継いでいく。
問4 職員や委託などで、パトロールする体制はあるか。
答4 職員が現場に行った際に周辺の道路施設を確認し対応している。パトロールの業務委託はしていない。
問5 道路施設は老朽化しており、今後このような事故はふえてくると思われる。郵便局など、毎日市内道路を走っている職業の人に依頼している市もある。そういう仕組みを検討していただけないか。
答5 郵便局とは協定を締結し、道路に支障があれば情報をいただくようにしている。他の業種についても検討したり、市民からスマートフォンアプリにより情報を取り入れる方法も検討したりしていきたい。
<b>自由討議</b> なし

討 論	なし
審 査 結 果	可決 (全員一致)

令和元年第4回（9月）定例会 産業建設常任委員会報告書

<b>議案番号及び議案名</b>	
議案第102号 字の区域の変更について	
<b>議案の概要</b>	
県施行の玉瀬地区ほ場整備事業に関して、ほ場整備が完了しており、整備後の形状に沿った字の区域に変更しようとするもの。	
<b>論 点</b>	なし
<b>&lt;質疑の概要&gt;</b>	
なし	
<b>自由討議</b>	なし
<b>討 論</b>	なし
<b>審査結果</b>	可決（全員一致）

令和元年第4回（9月）定例会 産業建設常任委員会報告書

<b>議案番号及び議案名</b>	議案第103号 土地改良事業の施行について
<b>議案の概要</b>	令和2年度(2020年度)から令和4年度(2022年度)までの3か年の本市が行う土地改良事業として、境野地内の井手池の堤体を改修し、取水施設1か所及び洪水吐1か所を整備しようとするもの。
<b>論 点</b>	なし
<b>&lt;質疑の概要&gt;</b>	問1 今回改修するため池について、近くに住宅があったり、土砂災害警戒区域に指定されているなど、近隣の住宅に影響はあるか。 答1 直下に人家があり、防災が必要な池であると認識している。
<b>自由討議</b>	なし
<b>討 論</b>	なし
<b>審査結果</b>	可決（全員一致）

令和元年第4回（9月）定例会 産業建設常任委員会報告書

<b>議案番号及び議案名</b> 議案第104号 市道路線の認定について 議案第105号 市道路線の認定について 議案第106号 市道路線の認定変更について 議案第107号 市道路線の全部廃止について
<b>議案の概要</b> (議案第104号～議案第105号) 都市計画法に基づく土地の帰属により新規認定をしようとするもの。 (議案第106号) 都市計画法に基づく土地の帰属により起点・終点地番の変更をしようとするもの。 (議案第107号) 現状、道路として供用されていない路線について、全部廃止しようとするもの。
<b>論 点</b> なし <b>&lt;質疑の概要&gt;</b> 問1 議案第104号の市道4523号線の周辺は、夜間は暗く、防犯上の対策が必要だと思うが。 答1 現地を確認し、防犯灯などで対応したい。  問2 議案第106号の市道4317号が今回延長されるが、袋小路となっている。通り抜けできるように協議できないか。 答2 本来道路は両端を公道につなぐべきということを大前提に協議しているが、やむを得ない場合は片側が公道に面していれば、市として道路認定することを可能としている。今回は、接続先に伊丹市の水路があり難しいが、今後の開発においても、公道まで接続することを基本として協議していく。
<b>自由討議</b> なし
<b>討 論</b> なし
<b>審査結果</b> 議案第104号 可決（全員一致） 議案第105号 可決（全員一致） 議案第106号 可決（全員一致） 議案第107号 可決（全員一致）



**議案番号及び議案名**

議案第109号 和解することについて

**議案の概要**

市が1960年に市道1001号線の地中に設置した防火水槽の一部が民有地に越境しているとして、土地の所有者が、防火水槽の撤去を求めて伊丹簡易裁判所に民事調停の申し立てを行ったもので、民事調停における協議の結果、申立人の費用負担により本件防火水槽を撤去し、市はその撤去工事に協力することを主旨とする和解をすることで協議が調ったため、地方自治法の規定に基づき、議会の議決を求めるもの。

**論 点** なし

**<質疑の概要>**

- 問1 相手方土地にはみ出した部分0.97平方メートルの土地は市の所有地か。  
 答1 平成30年4月17日に、前所有者と市において官民有地境界協定を締結しており、市の所有地ではない。
- 問2 この防火水槽は使われているものか。  
 答2 この防火水槽についても注水しており、消火に使用することは可能である。
- 問3 判断の根拠である60年を経過した防火水槽というものはどれくらいあるのか。  
 答3 市が管理する公設の防火水槽が市内に477基ある。道路や歩道などに埋設されているものは85基あり、29基が50年を超える。そのうちの9基が60年以上となる。
- 問4 85基は道路等に埋設されているということだが、それ以外はどこにあるのか。  
 答4 それ以外は公園内や専用敷地に設置している。
- 問5 公設の防火水槽が477基ということだが、民間で設置したものもあるか。  
 答5 消防水利基準を満たす私設の防火水槽は367基あるが、経過年数50年以上のものについては把握していない。
- 問6 60年以上経過すると防火水槽は劣化してくるのであれば、つくりかえなければならないが、計画はあるのか。  
 答6 平成28年度に50年を超えた防火水槽9基を点検し、そのうち8基は当分の間大丈夫であると判断したが、残る1基が当該防火水槽で、配筋が少し露出しているため、数年後には補修が必要であるとの指摘があった。このような防火水槽の補修の必要性は、本市だけでなく全国的な問題であり、相当な費用を要することとなるため、全国消防長会や県を通じて、国に財政支援を要望している状態であり、現在の

ところ計画策定には至っていない。

問 7 近隣 140 メートルの範囲に防火水槽や消火栓があるため、大丈夫とのことだが、阪急電鉄の線路を挟んでいるものもある。それらを含めることは好ましくないのではないか。

答 7 消防の水利基準で、防火対象物から 140 メートル以内に水利を設置するとされており、ホースは線路をまたぐことなく、線路の下をくぐらせるようになっている。

問 8 設置から 60 年を経過した防火水槽で使えない、補修が必要なものという判断基準はどんなものか。火事るとき使用できる水をためられないということか。または道路が陥没してその上を車等が通ること危険性があるといった二次的なものか。

答 8 今回撤去を決めた防火水槽はコンクリートの配筋が露出しており漏水のおそれがあり、消防隊が毎月パトロールしてチェックしている。コンクリートの耐用年数は一般的に 50 年が目安とされており、それを過ぎれば注意を要するという事で平成 28 年度から調査をしている。

問 9 調停条項案に書かれている、実施工事として防火水槽底部に水抜き穴を削孔するとはどういうことか。

答 9 防火水槽上部の地表面から 1.5 メートルまたは 2 メートル部分についてはコンクリート部分を撤去して水を抜き取り土を入れることになるが、雨水などがたまらないよう底部に水抜き穴をあけるものである。

問 10 平井にある阪急電鉄の踏切は大型消防車両が通れない。今まではこの防火水槽でカバーしていたが、北側には住宅が多くあり、近くに防火水槽はあるのか。今回の防火水槽を撤去してもカバーできるのか。

答 10 消防水利基準の半径 140 メートル以内に必ず防火水槽等があるため、北側にはさらに別の消火栓や防火水槽等が点在している。消防水利は市内全域の必要な部分に消火栓等防火施設が存在している。

問 11 消火栓は防火水槽につながっているのか。

答 11 消火栓は上水道から引くもので、防火水槽はいわばバケツのようなものであり、それぞれが単独で地中に埋設している。阪神・淡路大震災の際に消火栓が使用できないことがあったため、防火水槽の必要性を認識している。

自由討議	なし
討論	なし
審査結果	可決（全員一致）